

歩行者保護



神戸ドライバースサポート

神戸・芦屋・西宮 ペーパードライバー出張教習 企業向け研修・講習

歩行者とみなされる場合

(道路交通法 第2条第3項)

大型自動二輪、普通自動二輪、二輪の原付を押している人



- ・エンジンをかけているもの
- ・他の車を牽引しているもの
- ・側車付のものは除きます



自転車を押している人



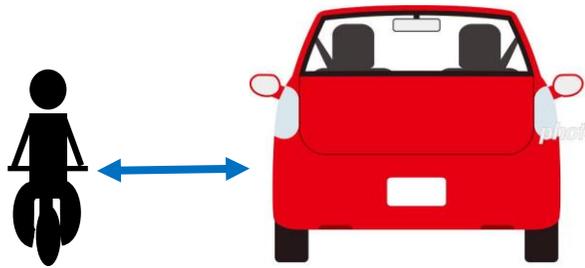
自転車にまたがっている人は
自転車
です。



歩行者や自転車のそばを通るとき

(道路交通法 第18条第2項)
(道路交通法 第71条第1号)

安全間隔をあけなければならない

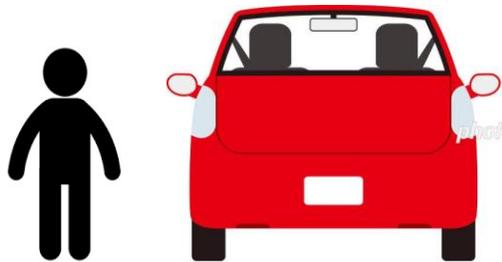


泥はねなどの禁止



安全間隔をあけられないときは

徐行



他人に泥や水をかけないようにしなければなりません



Point!!

「他人に」とは、人だけでなく、家屋や商品なども含みます



Point!!

- ・対象者の年齢
- ・対面で近づくか、後方から近づくかなどによって安全間隔は異なります

こどもや身体の不自由な人などの保護

(道路交通法 第71条
第2号・第2の2号)

こどもや身体の不自由な方など以下の方のそばを通行するときは

一時停止又は徐行

- ・車いすで通行している場合



- ・こどもが一人で歩いている場合



こどもとは、13歳未満をいいます



- ・白か黄の杖を持った人が歩いている場合



- ・通行に支障のある高齢者や身体に障害がある方などが歩いている場合



- ・盲導犬を連れた人が歩いている場合



横断歩道等の標識・標示

横断歩道



横断歩道であることを示しています

横断歩道又は自転車横断帯あり



横断歩道等の30m手前と50m手前に示されています

自転車横断帯



自転車横断帯であることを示しています

横断歩道・自転車横断帯



横断歩道・自転車横断帯であることを示しています

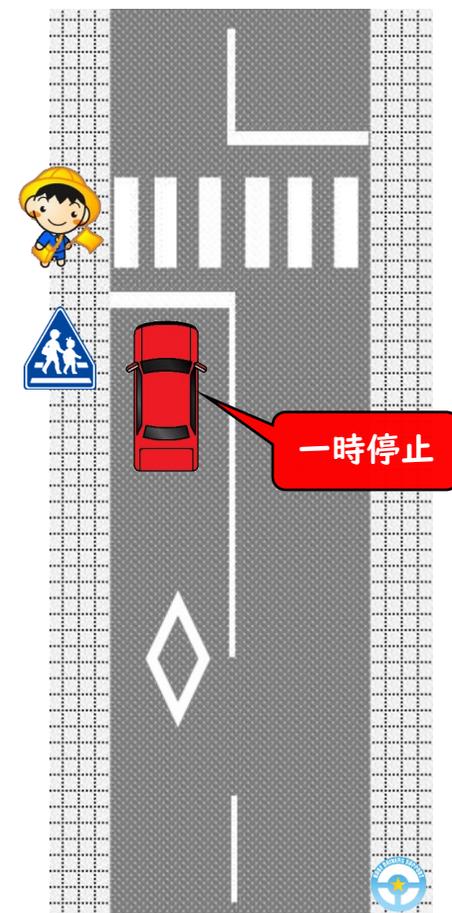
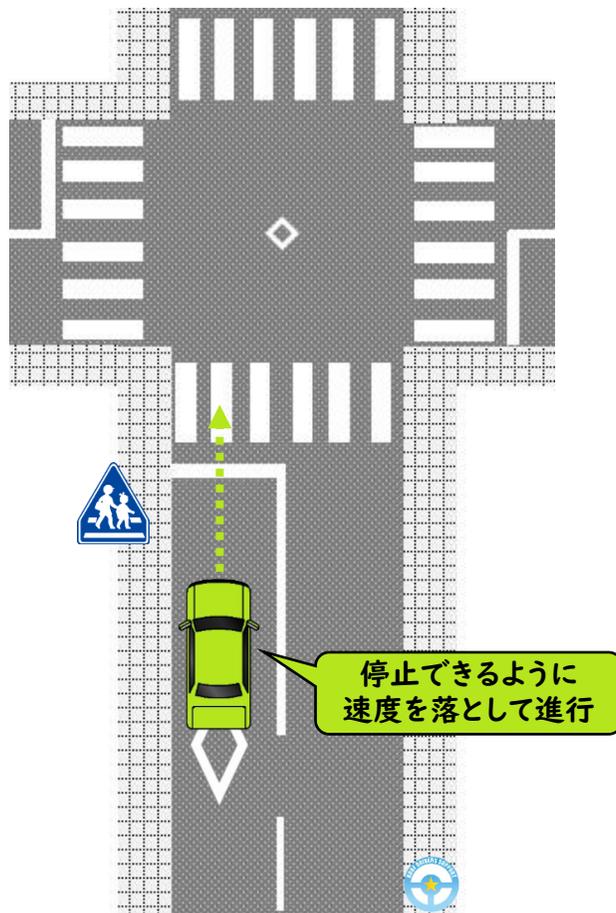
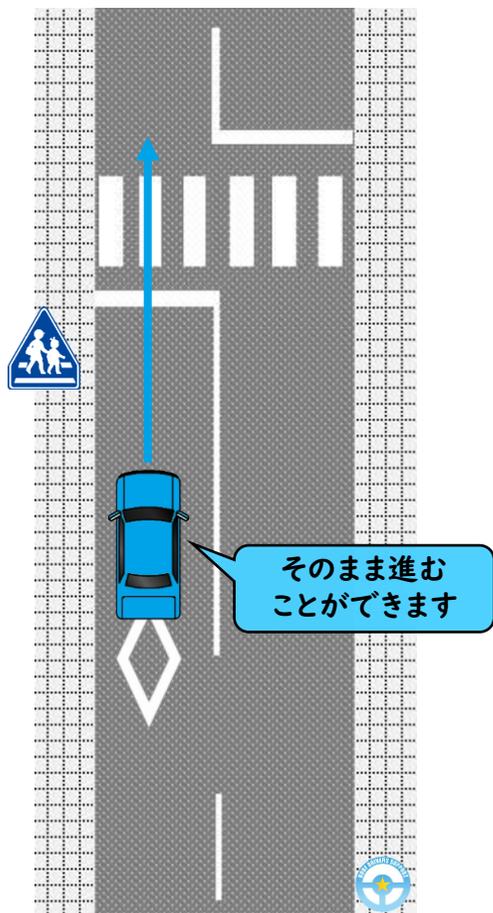
横断歩道等での対応 (道路交通法 第38条第1項)

歩行者や自転車が…

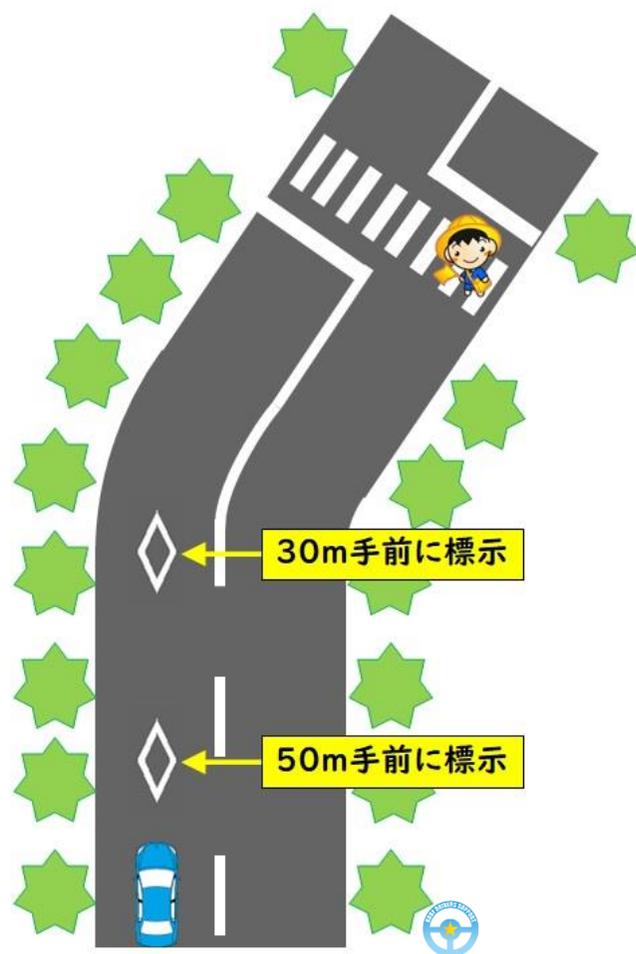
① いないことが明らかなき

② いるかいないか明らかでないとき

③ 横断しているときや
横断しようとしているとき



先がカーブの時は要注意



信号があっても、横断歩道が見えにくい場合は標示されることもあります

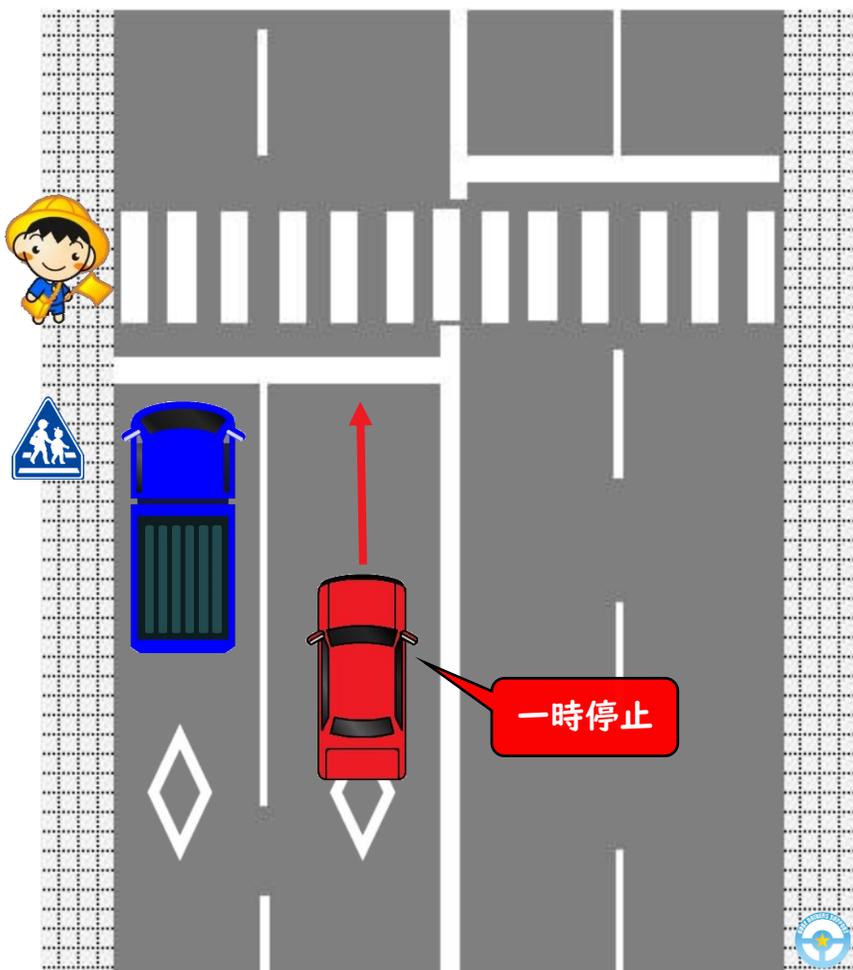
横断歩道や自転車横断帯や、その手前に停止車両があるとき

(道路交通法 第38条第2項)

停止車両の側方を通って前方に出る前に
一時停止しなければなりません

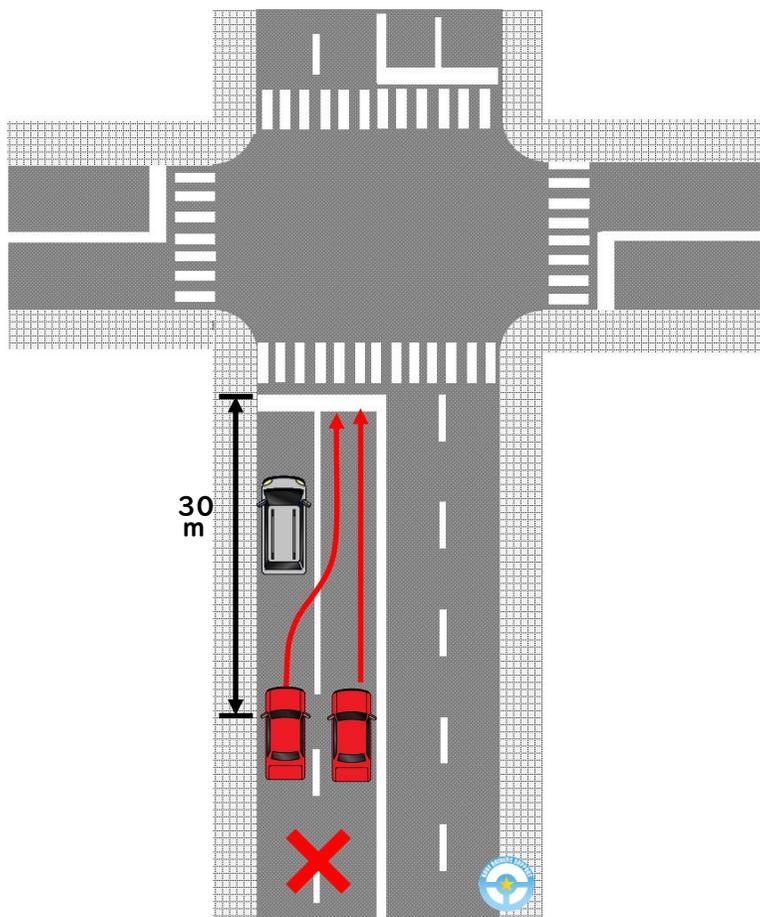


この規定は、交通整理の行われていない横断歩道や
自転車横断帯の場合です



横断歩道や自転車横断帯と、その手前の追い越し、追い抜きの禁止

(道路交通法 第38条第3項)



横断歩道や自転車横断帯とその手前30m
では追い越しと追い抜きが禁止されています



Point!!

追い抜き禁止は、交通整理の行われていない場合です

出張ペーパードライバー講習については

神戸ドライバーズサポート

検索



で、ご確認ください

<https://www.kobe-drivers-support.com/>



神戸ドライバーズサポート

神戸・芦屋・西宮 ペーパードライバー出張教習 企業向け研修・講習